

岩手県告示第 543 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成 19 年 7 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 岩手郡滝沢村
- (2) 基本測量を実施する期間 平成 19 年 5 月 14 日から平成 20 年 2 月 29 日まで
- (3) 基本測量を実施する種類 国土調査に伴う基準点測量作業
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 岩手郡雫石町、岩手郡岩手町及び和賀郡西和賀町
- (2) 基本測量を実施する期間 平成 19 年 5 月 14 日から平成 20 年 2 月 29 日まで
- (3) 基本測量を実施する種類 電子基準点現地調査作業